

事務連絡
令和3年11月19日
(令和4年4月11日一部改正)

各都道府県
新型コロナウイルス感染症対策担当部局宛

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において、使用可能とするワクチンについて

「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）」5.（1）①の外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において使用可能とするワクチンは下記のとおりとする。
（主な改正箇所は太字下線）

記

接種したワクチンのワクチン名／メーカーが、以下のいずれかであること。

- ① コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）
- ② バクスゼブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）
- ③ COVID-19 ワクチンモデルナ（COVID-19 VaccineModerna）筋注／モデルナ（Moderna）
- ④ Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）
※Janssen COVID-19 Vaccine／ヤンセン（Janssen）の場合は、1回の接種をもって2回分相当とみなす。
- ⑤ COVAXIN／バーラト（Bharat）

なお、上記のほか、復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社が製造する「コミナティ（COMIRNATY）」及びアストラゼネカ社から技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」については、それぞれ「コミナティ（COMIRNATY）筋注／ファイザー（Pfizer）」及び「バクスゼブリア

ア (Vaxzevria) 筋注／アストラゼネカ (AstraZeneca)」と同一のものとして、ワクチン・検査パッケージにおいても、接種歴の確認として使用可能とする。